

北秋田市農業委員会障がい者活躍推進計画

令和2年4月

北秋田市農業委員会事務局

はじめに

「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。

I. 計画策定にあたって

1. 策定主体

本計画は、北秋田市農業委員会事務局長を任命権者とする北秋田市農業委員会事務局を対象として策定します。

なお、北秋田市長部局、北秋田市教育委員会及び監査委員事務局等の行政委員会については、任命権者が別に定められていることから、別に計画を策定することとしますが、互いに連携して取り組んでまいります。

2. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

3. 周知・公表の方法

策定又は改定を行った計画は、イントラネットへの掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

II. 北秋田市農業委員会事務局における障がい者雇用に関する

課題

北秋田市農業委員会事務局においては、北秋田市農業委員会事務局長を任命権者とする職員数が10人に満たない小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていませんでした。また、障がい者の雇用実績がないため、組織的な体制整備は特段行ってきませんでした。

III. 障がい者の活躍推進に向けた目標

1. 採用に関する目標

計画期間内に新たに障がい者の雇用を目指す。

【採用人数】

計画終期における採用人数 1人

評価方法：採用人数の把握

2. 人材面

障がい者雇用の推進に関する研修を実施し、職員の理解を促進します。

【受講率】

計画終期における受講率 100%

評価方法：研修への参加状況の把握

IV. 障がい者の活躍推進に向けた取組

(1) 組織面

- ・「障害者雇用推進者」として農業委員会事務局長を選任し、障がい者の活躍に向けた取組を推進します。
- ・北秋田市農業委員会事務局、北秋田市役所、北秋田市教育委員会、北秋田市議会事務局、北秋田市監査委員事務局、北秋田市選挙管理委員会事務局で連携して構成する「障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議」を設置し、毎年度各機関における実施状況の点検・見直しを行います。

(2) 人材面

- ・全職員を対象に、年に1回、秋田労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募ります。

(3) 募集・採用

○募集・採用にあたっては以下の取扱を行いません。

- ・特定の障がいを排除する。又は、特定の障がいに限定する。
- ・自力で通勤出来ることといった条件を設定する。
- ・介護者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。

○障がい者である求職者を念頭におき、公募において業務内容や必要とする能力を具体的に示すことにより、障がい者自身が適正に基づく職業選択の判断ができるよう促します。

- ・優先調達等

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、北秋田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を踏まえ、直接雇用するだけでなく、就労施設等における障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進します。